木島平村若者U・I・Jターン等奨学金返還支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、若者の木島平村へのU・I・Jターン促進及び定住・就業の促進を目的として、大学等の就学のために奨学金の貸与を受けた者が村内に居住しながら就労した場合に、その奨学金を返還することに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、木島平村補助金等交付規則（昭和５８年６月１日規則第３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）就労等　次に掲げる場合をいう

ア　就労　通年就労していること

イ　就農　木島平村から認定新規就農者の認定を受けていること、若しくは家族経営協定を締結していること

（２）大学等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する高等学校、高等専門学校、大学（短期大学、大学院を含む）、同朋大１２４条に規定する専修学校、および海外に所在する大学若しくは短期大学（学位取得を目的とする就学に限る。）をいう。

（３）奨学金　次に掲げるものをいう。

ア　独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第１種奨学金及び第２種奨学金）

イ　地方自治体の奨学金

ウ　その他、村長が認める奨学金

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）申請日の属する年の前年の１月１日から１２月末日までの期間中（以下「補助対象期間」という。）から申請日までの間において村に住所を有する者

（２）補助対象期間から申請日までの間において就労等している者

（３）補助対象期間から申請日までの間において、月賦、半年賦、年賦により奨学金を返還している者

（４）大学等の在学期間中に前条第３項に規定する奨学金の貸与を受け、返還を遅滞していない者

（５）初年度の申請日において満３０歳未満の者

（６）奨学金の返還に関する他の助成制度の適用を受けていない者

（７）申請日から３年間、村内に居住すると誓約できる者

（８）村に納付すべき村税等を滞納していない者

（９）木島平村暴力団排除条例（平成２４年条例第１５号）第２条第２号に規定する暴力団員でない者

（補助対象経費等）

第４条　補助対象期間中に返還した奨学金の返還金額（以下「補助対象経費」という。）に３分の１（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）とし、年間１０万円を限度とする。

２　補助対象期間から申請日までの間において、村内に就労等している場合の補助金の額は、前項の３分の１を２分の１とし、１０万円を１５万円とする。

３　複数の貸与を受けている場合は、当該奨学金を合算した金額を補助対象経費とする。

４　繰り上げ返還等による奨学金の返還金額は、第１項に規定する補助対象経費に含まない。

（交付対象期間）

第５条　補助金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、第３条に掲げる要件をすべて満たした日の属する月の翌月から起算して１２０月を限度とする。ただし、補助対象者が第３条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した月の前月までとする。

２　第３条に規定する要件を満たさなくなった事由が発生した月から１２月以内に再び第３条に規定する要件を満たした場合は、交付対象期間の残りの期間について、補助金の交付を受けることができる。

（交付申請）

第６条　規則第３条第１項の申請書は、木島平村若者U・I・Jターン等奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）によるものとし、同項に規定する関係書類は次に掲げるものとする。なお、第４項に規定する就労の状況を確認できる書類は、第２条第１項に規定する区分ごとそれぞれ別表のとおりとし、同表に掲げるもののうちいずれか１つ又は複数により、１年間の状況が確認できるものとする。

（１）奨学金貸与機関が発行する奨学金全体の返還計画を確認することができる書類の写し

（２）返還すべき奨学金の返還金額を証する書類の写し

（３）同意兼誓約書（様式第２号）

（４）就労の状況を確認できる書類の写し

（５）その他村長が必要と認める書類

２　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、１月１日から２月末日までの間に、前項に規定する申請書及び書類を添えて、村長に提出するものとする。

（交付決定）

第７条　村長は、申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、補助金の額及び交付決定及び額の確定をし、申請者に対して木島平村若者U・I・Jターン等奨学金返還支援補助金決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

２　規則第１２条第１項に規定する実績報告書は、前条第１項に規定する申請書の提出を持って、提出があったものとみなす。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第９条　村長は、第７条の規定による通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定又は補助金額の決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の額の確定を受けたとき。

（２）その他村長が不適当と認める行為があったとき。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年１月１日以後に返還する奨学金に係る補助金から適用する。

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者の就労等区分 | 就労の状況を確認できる書類の写し |
| 就労 | ・健康保険証（社会保険加入者）  ・源泉徴収票  ・就労証明書（様式第３号） |
| 就農 | ・青年等就農計画認定書  ・農業経営改善計画認定書  ・家族経営協定書  ・就労証明書（様式第３号） |